

長崎県地学会誌

第 5 号

1 9 6 5

目		次	
研究発表			
天空光の等光度曲線(その1)	……………	佐藤 隆夫・深堀 禎仁	1
花崗岩底盤の侵食			
地形発達史上のある盲点	……………	鎌田 泰彦	5
教材研究			
地域性を生かした地史の指導	……………	西村 暉希	8
カリ長石の着色による識別法	……………	石川 直衛	12
講 座			
鉾床地質について(続)	……………	小林 茂	13
他山の石			
旅行雑記 長瀬・武甲山	……………	岡沢 昭	18
雑 録			
球磨川下流域地質巡検の記	……………	田島 俊彦	20
日曜地質巡検会記事(21~23回)	……………		24
長崎県地学文献目録(地質の部 そのV)	……………		28
長崎県地学会記事	……………		30

昭和 4 0 年 6 月

長崎県地学会

長崎県地学会会則

第1条(名前) 本会は長崎県地学会(Nagasaki Earth Science Association)と称する。

第2条(目的) 本会は長崎県の地学に関する科学的研究や調査を行なうと共に、その知識の普及や会員相互の親睦を図るを目的とする。

第3条(事業) 本会は第2条の目的を達するため、下記の事業を行なう。

1. 地質巡検・天体観測・気象測定・海洋調査などの見学会の実施
2. 長崎県下の特定の地学的対象に関する協同研究
3. 研究発表会・普及講演会・談話会などの集会の開催
3. 会誌の発行・資料の刊行配布・学術論文の紹介と文献類の入手の斡旋
5. その他、研究や地学教育に関する事業

第4条(組織) 本会は、長崎県の地学に関心を持つ会員で組織する。

第5条(会員) 会員は、正会員、学生会員、賛助会員及び名誉会員の4種とする。会員は第3条に規定した事業に参加することができる。

第6条(会費) 会員は、別に定められた会費を前納しなければならない。

第7条(総会) 総会は正会員をもって組織し、会長これを召集し、本会運営の基本方針を決定する。

第8条(役員) 本会の役員は、会長1名、副会長1名、顧問、理事及び幹事各々若干名とする。役員任期は2年とし、重任を妨げない。

第9条(役員の仕事) 会長は本会を代表し会務を総括する。

2. 副会長は会長を補佐する。
3. 顧問は本会の運営の相談にあずかる。
4. 理事は理事会を組織し、総会で決定した基本方針に従って、本会の運営にたずさわる。
5. 幹事は本会の会務・会計を監査する。

第10条(役員を選出) 会長・副会長及び顧問は理事会が推薦する。

2. 理事及び幹事は正会員の中から選出する。

第11条(会則の変更) 会則の変更は、正会員の申し出により、理事会が審議し、総会に計って議決する。

第12条(会計年度) 会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

附則

1. 賛助会員は第2条の目的を賛助し、附則第4項に定める賛助会費を納める個人又は法人で、理事会で承認したものとする。

2. 名誉会員は、地学に関する分野で特に顕著な巧績があり、長崎県に関係の深い者を理事会が推薦する。

3. 本会を運営する経費は、会費及び寄附金などによる。

4. 会費は、次の区分に従う。但し、経常費でまかなえない場合には別途徴収することもある。

正会員 年300円

学生会員 年150円

賛助会員 年1口2,000円

名誉会員 会費の納入を要しない

5. 理事は、常任理事、下記の地域の代表理事及び職域代表理事をそれぞれ若干名おく。長崎(長崎市、西彼杵郡)

中部(諫早市・大村市・北高来郡・東彼杵郡)

県北(佐世保市・平戸市・松浦市・北松浦郡)

島原(島原市・南高来郡)

壱岐・対馬(壱岐郡・下県郡・上県郡)

五島(福江市・南松浦郡)

6. 本会に、会計・庶務・編集などを担当する書記若干名をおく事ができる。

7. 本会の事務所は、長崎市文教町1-14、長崎大学学芸学部地学教室内におく。

昭和36年9月24日施行

昭和39年2月5日改正(会費値上)

昭和40年6月19日改正(顧問、地域区分の変更)